

平成27年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① ソフトウェアの開発を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長10日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 自動車の修理を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 貨物の運送を下請事業者へ委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 食料品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② 紙製品に用いるフィルムの製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、「期日差金利」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- ① 食料品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、鮮度確保等を理由に、当該食料品の在庫を返品していた。

4 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 船舶の修理を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- ② 配管の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。